

平成二十年二月一日受領
答弁第二〇号

内閣衆質一六九第二〇号

平成二十年二月一日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員内山晃君提出社会保険事務所における「ねんきん特別便」に係る窓口相談裏マニュアルに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員内山晃君提出社会保険事務所における「ねんきん特別便」に係る窓口相談裏マニュアルに関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の平成十九年十二月十八日付けの「被保険者記録照会の対応時における注意点について」は、社会保険庁運営部企画課年金相談推進室長が検討を指示し、同室長の了解の下、各社会保険事務局に電子メールで連絡したものである。当該連絡は、「ねんきん特別便」の内容についての相談に対応する職員の誘導的な質問により、相談者が自らのものではない記録を自らのものと誤認するようなことがないよう注意喚起を図るため、同月十二日付けの事務連絡「ねんきん特別便相談対応Q&A」中の「個別の記録に基づいた誘導は行わないこと」という方針に関し、具体例を示しながらその内容を事務的に補足したものであり、いわゆる「裏マニュアル」といったものではない。

また、当該連絡については、「ねんきん特別便」で国民に確認をお願いしている年金制度への加入履歴は、多くが古い記録であり、付加的な情報がなければ記録訂正の必要性の有無の判断が困難であるとの意見が多く寄せられたことから、本年一月二十一日に廃止したところである。